

平成 29 年 度

事業 計 画

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

大 手 門 保 育 園

1. 平成29年度事業計画について

(1) 事業概況

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため保育は、子どもが望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、保育に関する専門性を有する職員が、生活や遊びを通して養護と教育のねらいと内容を相互に関連を持ちながら保育するとともに、家庭や地域社会と連携を図り、養護面と教育面が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成するために、次のような事業の展開に努める。

◎ 事業活動について

ア 管理運営について

① 個人情報保護と苦情解決について

子どもの個人情報を適切に取り扱うと共に、保育園利用者（保護者）に対して「苦情申出窓口」の設置を知らせ、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整え苦情解決に努め、福祉サービスの質的向上を図り、社会的責任を果たすよう努める。

また、マイナンバー制度の導入により、入園書類などの管理に細心の注意を払いより一層個人情報の保護について適切な安全管理を行う。

② 健康管理・衛生管理について

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育園においては、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保を図り、保育園の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努める。

また、定期的に健康診断を行い子どもの心身の状態や発育・発達状態を把握すると共に、集団感染症予防のため標準的な接種年齢内に予防接種を受けるように勧める。

職員の保健衛生知識の充実を図るとともに、対応マニュアル等を協力して作成していく。

③ 安全管理について（セーフティマネジメント）

保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態などを把握し、保育園内の安全点検に努め、安全対策のために職員の共有理解や体制作りを図ると共に、

家庭や地域の協力の下に安全指導を行う。

災害や事故発生に備え、各マニュアルを再確認し、危険個所の点検や避難訓練を実施すると共に外部からの不審者などの侵入防止のための措置（防犯カメラ設置・オートロック）や避難訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。

④ 職員の資質向上

質の高い保育を展開するため、福岡市保育協会や福岡市等の研修会に参加し理論的・実践的研究を行うとともに保育内容の多様化に対して子どもの『人権を守り育てる保育』を実践する。

また、職員一人ひとりが、保育実践や研修等を通じて専門性を高めと共に、保育内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高め、信頼関係を形成していく中で自己研鑽に努める。

年間を通し共通のテーマを設け、いろいろな角度から職員全体で研究を深め、保育の質を高めていく。

イ 保護者を対象とした育児支援について

保育園の特性を生かした支援、子どもの成長の喜びの共有、保護者の養育力の向上に結び付く支援を心がけ、保護者との信頼関係を構築するため、日頃より保育方針や保育内容などを様々な機会を通して情報提供すると共に、保育参観や家庭訪問、個人面談などを実施する。

ウ 保育について

(ア)健康でしなやかな身体づくりと豊かな感性を育て、基本的な生活習慣を身につけさせる。一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行い保育の充実を図る。

(イ) 保育園生活の中で共に育ち合い、集団生活に進んで参加し、自主性や協調性を身につけるなど社会性を培い、年齢に応じた知的欲求を満たすと共に、様々な遊びを通して身体の諸機能の発達を促す。

(ウ) 主体的に生活できる環境を整え、具体的な経験を通して基礎的な生活習慣を身につけ、五感覚を促す手立てとして、微細運動遊びやモンテッソーリ教育を取り入れる。

(エ) 健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として毎日の生活と遊びの中で自らの意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しめるよう食育の推進に取り組む。

子どもが菜園活動や体験をとおして自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ち・命を大切する気持ちを育む。

(オ) 障がいのある子どもの保育にあたっては、一人ひとりの障がいの程度に応じた保育ができるように配慮し、家庭、主治医や専門機関との連携を密にすると共に他の子どもや保護者に対して障がいに関する正しい認識ができるように統合保育を行う。

(カ) 児童の虐待防止について、日々の健康観察の中で一人ひとりの子どもの状況を把握し、不適切な養育や虐待などの疑いのある子や気になる子どもの早期に発見するとともに、支援を必要とする保護者の背景を理解するよう努め、孤立化しないよう援助を行う。子どもを守ることを第一に保護者との信頼関係が構築されるよう、関係機関と連携をとりながら対応する。

エ 保育園地域活動事業について

① 世代間交流等事業

老人福祉施設『ライフケア大手門』を慰問したり、保育園の行事等に招待し交流を図ると共に、高齢者に親しみや尊敬の念を持たせ異世代交流を図る。

② 異年齢児交流等事業

校区の小中学校の行事参加や体験学習の受け入れを行い、連携をとると共に地域との交流を図る。また、他保育園児との交流を行い共同活動を通じて社会性を養う。

③ 地域の特性に応じた保育需要への対応

保育園周辺の清掃を行い、自然や環境問題に関心を持たせながら、労働、感謝、奉仕の精神を培う。

地域の行事に積極的に参加し地域交流を図り、(運動会・夏祭り・敬老会等)育児交流の拠点とし開放施設としていく。なお、子どもの安全については十分な配慮をしながら活動に取り組む。

④ 育児講座・育児と仕事両立支援

多目的ホールに子育て支援室を併設し在園児及び地域の未就園児の育児相談・援助を行なうと共に関連情報を提供する。又、子育てに関する講習などを実施し地域子育て支援拠点事業を展開する。(園の行事参加・見学・園庭開放)

オ 延長保育について

保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間延長の需要に対応する。

延長の保育時間は、月曜日～土曜日 午後6時から午後7時までとする。

延長保育の実施は、福岡市延長保育事業実施要綱及び福岡市延長保育事業実施要領を準用し、延長保育内容については、子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の活動内容や方法、職員の勤務体制、家庭との連携等も指導計画の中に含めて立案する。

【平成 29 年度予定】

- ・水道漏水による修繕(給食室)
- ・駐輪場部分修理舗装
- ・エアコン取り替え(以上児クラス)
- ・AED の設置